

令和6年宇治田原町予算特別委員会

令和6年12月17日

午前10時45分開議

議 事 日 程

- 日程第1 議案第73号 令和6年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第2 議案第78号 宇治田原町職員の給与に関する条例及び宇治田原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第3 議案第79号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第4 議案第80号 宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第5 議案第81号 宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第6 議案第74号 令和6年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第75号 令和6年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第76号 令和6年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第77号 令和6年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）

1. 出席委員

委員長	10番	藤 本 英 樹	委員
副委員長	11番	田 中 大 典	委員
	1 番	谷 口 茂 弘	委員
	2 番	光 島 善 正	委員
	3 番	堀 口 宏 隆	委員
	4 番	浅 田 晃 弘	委員
	5 番	山 本 精	委員
	6 番	今 西 利 行	委員
	7 番	浅 田 賢 茂	委員
	8 番	上 野 雅 央	委員

9 番 山 内 実 貴 子 委 員

12 番 原 田 周 一 委 員

1. 欠 席 委 員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長	西 谷 信 夫 君
副 町 長	山 下 康 之 君
教 育 長	南 亮 司 君
総 務 政 策 監	奥 谷 明 君
総務理事兼総務課長	村 山 和 弘 君
健 康 福 祉 理 事	立 原 信 子 君
総 務 課 課 長 補 佐	松 原 慎 也 君
企 画 財 政 課 長	中 地 智 之 君
福 祉 課 長	太 田 智 子 君
健 康 対 策 課 長	岡 崎 一 男 君
上 下 水 道 課 長	下 岡 浩 喜 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	西 尾 岳 士 君
庶 務 係 長	重 富 康 宏 君

開 会 午前10時45分

○委員長（藤本英樹） それでは、これより予算特別委員会を始めたいと思います。

本日の委員会は、先ほどの本会議において上程され、本委員会に付託されました議案第73号、令和6年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）をはじめとする補正予算5議案及び関係条例の改正4議案を合わせて合計9議案につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行いたいと思います。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、改めまして、おはようございます。

12月12日の予算特別委員会に引き続きまして、本日再び予算特別委員会にご参集をいただきまして大変ご苦労さまでございます。

本日は、新たな経済対策における物価高騰対策支援金支給事業費並びに給与改定等に伴う職員人件費の補正につきましてご審議を賜りたく、ご無理を申し上げたところでございます。開催いただきまして、重ねてお礼を申し上げたいというふうに思います。

本予算特別委員会に付託されました議案につきましては、議案第73号から議案第77号までの各会計補正予算5議案と議案第78号から議案第81号までの条例関係の4議案、合計9議案でございます。

藤本委員長様、また田中副委員長様におかれましては大変ご苦労をおかけいたしますけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げますとともに、慎重なご審議を賜りましてご可決いただきますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ただいまの出席委員は12名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の予算特別委員会を開きます。

予算審査の進め方といたしましては、日程にありますように、先に一般会計補正予算、続いて所管の特別会計補正予算、また企業会計補正予算の順で進めていきます。関係条例につきましても、補正予算説明後、併せて議題といたします。

討論、採決に当たりましては、全ての所管分が終了した後、議案順に行いたいと思い

ます。

これより議事に入ります。

◎議案第73号、議案第78号～議案第81号の説明、議案第73号の質疑

○委員長（藤本英樹） 日程第1、議案第73号、令和6年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局より説明を求めます。中地企画財政課長。

○企画財政課長（中地智之） それでは、議案第73号、令和6年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明を申し上げます。

議案第73号の議案書、併せて横表の資料をもって説明のほうをさせていただきます。

まず、議案書1ページをご覧ください。

歳入歳出それぞれ4,602万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ55億4,798万6,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の概要につきまして、主要事項調書並びに横表の資料でご説明を申し上げます。

最初に、横表資料の項番1、職員人件費でございます。

人事院勧告に基づく給料表の改定、期末手当、勤勉手当の支給月数の改定に併せまして人事異動等に伴う増減を行うものでございまして、一般会計分といたしましては、給与改定分で2,156万4,000円増加いたしましたものの、人事異動等に伴う減額が3,177万2,000円でございますことから、差引きいたしますと1,020万8,000円を減額するものでございます。

次に、項番2、福祉課所管の新たな経済対策における物価高騰対策支援金支給事業費でございます。

こちらの事業につきましては、主要事項調書も併せてご覧ください。1ページでございます。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい世帯への負担軽減を図るため、住民税非課税世帯に対して3万円を支給するものでございまして、18歳以下の子どもを有する世帯には子ども1人につき2万円の加算を併せて行うものでございます。こちらは国の交付金を財源に4,095万円を新たに計上するものでございます。

横表のほうに戻っていただきまして、項番3から項番5につきましてはいずれも特別

会計に係る人件費の繰出金、また補助金でございます。給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の変更を受けまして、一般会計から支出する額の増減を行うものでございます。

続きまして、項番 6、議員報酬等でございます。

期末手当の支給月数を0.05月引き上げる改正内容を鑑みますと理屈としては増額になりますものの、議員改選による期末手当減額の影響が上回りますことから、全体では1万4,000円の減額補正となるものでございます。

最後に、項番 7、会計年度任用職員報酬等でございます。

こちら会計年度任用職員に関する補正額をまとめたものになります。予算書のほうには、それぞれの事業費の中に一般管理費としてばらけておりますけれども、こちらは一般職の給与改定に準じまして、会計年度任用職員に係る給料表の改定と期末勤勉手当の支給月数の引上げをそれぞれ加味いたしますと、全体で1,934万円を追加するものでございます。

以上、一般会計分のご説明とさせていただきます。

○委員長（藤本英樹） 次に、人件費補正予算に関連いたします議案といたしまして、日程第 2、議案第78号、宇治田原町職員の給与に関する条例及び宇治田原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、日程第 3、議案第79号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて及び日程第 4、議案第80号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて並びに日程第 5、議案第81号、宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを併せて議題といたします。

当局より関連いたします条例改正 4 議案について説明を求めます。村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） それでは、議案第78号、宇治田原町職員の給与に関する条例及び宇治田原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきまして、ご説明のほうを申し上げます。

議案第78号の資料をご覧いただきたいというふうに思います。

まず、1、趣旨でございますが、令和 6 年 8 月 8 日の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じまして本町の一般職等に係る給与につきまして、初任給及び若年層に重点を置いた給料表の引上げ並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げる改正を行うものでございます。

次に、２、改正内容でございます。

(1)給料表の改定につきましては、初任給を高卒で２万３,６００円、大卒で２万３,８００円を引き上げるとともに、若年層に重点を置いた給料表の引上げ、平均改定率３.０％を行うものでございます。

(2)期末・勤勉手当支給月数の改定につきましては、一般職員でそれぞれプラス０.０５月、合計でプラス０.１月、再任用職員でそれぞれプラス０.０２５月、合計でプラス０.０５月分を、特定任期付職員につきましては期末手当でプラス０.０５月分を改定するものでございます。

(3)は、期末・勤勉手当支給月数の均等化ということで、令和７年度６月期及び１２月期の期末・勤勉手当の支給月数が均等になるように配分するものでございます。

最後に、３、施行期日につきましては、上記の(1)、(2)が公布の日から施行し、令和６年４月１日から適用、(3)につきましては令和７年４月１日から施行するものでございます。

続きまして、議案第７９号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましてご説明を申し上げます。

議案第７９号の資料をご覧いただきたいと思います。

まず、１、趣旨でございますが、先ほどの一般職と同じく令和６年８月８日の人事院勧告に基づく、こちらは特別職の国家公務員の給与改定に準じまして、本町の特別職の職員に係る期末手当の支給月数を引き上げる改正を行うものでございます。

次に、２、改正内容でございます。

(1)期末手当支給月数の改定につきましては、町長、副町長及び教育長の現行年間３.４０月から３.４５月に０.０５月引き上げるものでございます。

(2)は、先ほどの議案と同様に令和７年度６月期及び１２月期の期末手当の支給月数が均等になるように配分するものでございます。

３、施行期日につきましては、上記の(1)が公布の日から施行し、令和６年１２月１日から適用、(2)につきましては令和７年４月１日から施行するものでございます。

続きまして、議案第８０号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましてご説明のほうを申し上げます。

こちらの条例につきましては、事前に議員協議会におきまして議会事務局より説明済みというふうにお聞きしておりますが、改めてご説明のほうを申し上げたいと存じます。

議案第８０号の資料をご覧いただきたいと思います。

まず、１、趣旨でございますが、こちら先ほどと同様、特別職と同じく町議会議員

に係る期末手当の支給月数を引き上げる改正を行うものでございます。

次に、２、改正内容でございます。

(1)期末手当支給月数の改定につきましては、現行の年間3.40月から3.45月に、0.05月引き上げるものでございます。

(2)は、先ほどの議案と同様、令和７年度６月期及び12月期の期末手当の支給月数が均等になるよう配分するものでございます。

３、施行期日につきましても同様、上記の(1)が公布の日から施行し、令和６年12月1日から適用、(2)につきましては令和７年４月１日から施行するものでございます。

続きまして、議案第81号、宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましてご説明のほうを申し上げます。

議案第81号の資料をご覧ください。

こちらでもまず、１、趣旨でございますが、会計年度任用職員の給料表を引き上げる改正を行うものでございます。

次に、２、改正内容でございますが、給料表の改定につきましては会計年度任用職員給料表を引き上げ、一般職給料表の１級及び２級と同額とするものでございます。表につきましては、参考にフルタイム勤務の場合の給料月額を記載させていただいております。

参考といたしまして、期末・勤勉手当の支給月数につきましても、一般職の給与条例の規定を準用するとされておりますことから、人事院勧告に伴う一般職の給与条例の改正に伴い、支給月数が引上げとなるものでございます。

３、施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和６年４月１日から適用するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

それでは、日程第１から順次質疑に入りたいと思います。

まず、議案第73号について、質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西利行） 今回、新たな経済対策における物価高騰対策支援金支給事業ということで、住民税均等割非課税世帯と18歳以下の子どもがいる世帯が対象とのことですが、当初予算では非課税世帯だけでなく、住民税均等割のみ課税されている世帯にも対象となっております。

非課税世帯はもちろんのことですが、ボーダーラインの世帯も非常に厳しい状況です。

今回、非課税世帯のみとされたのはどうしてなのか、お聞きいたします。

○委員長（藤本英樹） 太田課長。

○福祉課長（太田智子） ご答弁申し上げます。

当該事業は国事業でございます。閣議決定されておりますので、閣議決定内容として、今回は住民税均等割も非課税の世帯を対象としております。当初予算で計上してございました繰越しですけれども、その事業はまた別の事業でございます。

今回の対象としては、均等割のみが課税されている世帯は対象となっております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西利行） 来年1月以降も、食料品をはじめとした値上げが予定されております。国に対しては、引き続き国民生活に対する支援を強めるよう求めているというふうに思います。

本補正予算には、後ほども審議される特別職の給与や議員報酬に関する条例改正も含まれておりますが、これについては反対の立場ですが、賃金の伸びが物価上昇に追いついていない状況が続く中で、物価高騰対策についての支援金は重要であると考えます。

よって、総合的に判断し、補正予算については賛成としたいと思います。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。山本委員。

○委員（山本 精） 今の議案なんですけれども、これは対象人数とかそんなの分かれれば教えてもらえますか。

○委員長（藤本英樹） 太田課長。

○福祉課長（太田智子） すみません、まだ基準日等全く示されていない状況でございますので、5年度、6年度それぞれ支給した人員が恐らく対象になるかと思いますが、詳細な数まではまだ算出できておりません。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。

実際、決まればこういうふうな形で支給の中でのというような形で支えていくと思うんですけれども、大体すぐということにはならないわけでしょうか。年度内とか今年度中とか、その辺のところが分かれば教えてもらえたらうれしいんですが。

○委員長（藤本英樹） 太田課長。

○福祉課長（太田智子） 現在、国会で審査中でございます。近日中に審議が成立する見込みでございますが、その後、いつを基準日にするのかなど詳細な通知が来る見込みで

ございます。現在のところ、全て未定でございますので、町のほうで独自にスケジュールをお示しすることは現時点ではできません。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。結構です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、日程第1、議案第73号の質疑を終わります。

◎議案第78号の質疑

○委員長（藤本英樹） 次に、日程第2、議案第78号について質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、日程第2、議案第78号の質疑を終わります。

◎議案第79号の質疑

○委員長（藤本英樹） 次に、日程第3、議案第79号について質疑のある方は挙手願います。山本委員。

○委員（山本 精） この議案なんですが、既に現在、宇治田原町長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例において、本町の厳しい財政状況に鑑み、町長をはじめとする常勤の特別職の給料の月額及び期末手当が減額されているというような状況になっています。

本町は今後も厳しい財政運営が迫られている中で、この議案について、確かに人事院勧告でこういう形で出てきているということはあると思うんですけども、これについては町長として、ぜひこれも含めてできたら増額に対しては出してこないほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 国の人事院勧告にこれまでも併せてまいったところでございます。

減額につきましては私独自の考えでございまして、町の財政等々のことを考えますと自らやっぱりその気持ちを示すという意味でやらせていただいておりますのでござい

して、これもあれもじゃなくて、国の制度に従って準じておるところでご理解を
願いたいと思います。以上です。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○委員（山本 精） そこは理解できますが、ぜひともそういう中ではしっかりとまた住
民の要求に応じていていただきたいなというふうに思います。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、日程第3、議案第79号の質疑を終わ
ります。

◎議案第80号の質疑

○委員長（藤本英樹） 次に、日程第4、議案第80号について質疑のある方は挙手願いま
す。今西委員。

○委員（今西利行） 意見だけ述べておきます。

先ほども言いましたけれども、住民の暮らしや営業、さらには町財政、深刻な状況が
続いております。町会議員の期末手当を引き上げることについては、反対の表明してお
きます。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、日程第4、議案第80号の質疑を終わ
ります。

◎議案第81号の質疑

○委員長（藤本英樹） 次に、日程第5、議案第81号について質疑のある方は挙手願いま
す。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、日程第5、議案第81号の質疑を終わ
ります。

◎議案第74号の説明、質疑

○委員長（藤本英樹） 次に、日程第6、議案第74号、令和6年度宇治田原町国民健康保

険特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）を議題といたします。

当局より説明を求めます。岡崎健康対策課長。

○健康対策課長（岡崎一男） それでは、議案第74号、令和６年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）についてご説明を申し上げます。

議案第74号の１ページ目をご覧ください。

この議案第74号議案書に書いてございますように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ42万2,000円を追加し、予算総額をそれぞれ11億848万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、議案書の14ページの次にあります右肩、第74号資料と書いてございます横表のほうをご覧ください。

２つ項番がございますが、いずれも給与改定等に伴う職員及び会計年度任用職員の人件費関連の補正となっております。財源につきましては、一般会計からの繰入金となっております。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、日程第６、議案第74号の質疑を終わります。

◎議案第75号の説明、質疑

○委員長（藤本英樹） 次に、日程第７、議案第75号、令和６年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

当局より説明を求めます。太田課長。

○福祉課長（太田智子） それでは、議案第75号、令和６年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第３号）につきましてご説明申し上げます。

横表の資料をご覧ください。

まず、保険事業勘定におきまして、こちらも国民健康保険と同じですが、給与改定及び人事異動等に伴う職員の人件費の補正によりまして補正を行うものでございます。項番１、２、３それぞれ同じ理由による補正でございます。財源につきましては、繰入金で168万5,000円としております。

続きまして、サービス事業勘定でございます。こちらも同じく、町職員の給料改定に

準じ会計年度任用職員に係る人件費を補正するものでございます。補正額は13万3,000円の追加となっており、財源といたしましては、繰越金13万3,000円を追加しております。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、日程第7、議案第75号の質疑を終わります。

◎議案第76号の説明、質疑

○委員長（藤本英樹） 次に、日程第8、議案第76号、令和6年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局より説明を求めます。下岡上下水道課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） 議案第76号、令和6年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）について、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費を補正するものでございます。

議案書の1ページをご覧ください。

まず、収益的収入及び支出について、水道事業費用の営業費用で171万2,000円を追加し、補正後の予算総額を3億53万8,000円とするものです。

なお、収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額364万3,000円は、未処分利益剰余金で補填します。

次に、資本的収入及び支出について、資本的支出、建設改良費で17万2,000円を減額し、補正後の予算総額を2億5,091万円とするものです。

議案第76号の資料、A4横の1枚ものをご覧ください。

収益的支出の目、総係費で171万2,000円を追加、資本的支出の事務費で17万2,000円を減額、これらは給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正となっております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹）　ないようでございますので、日程第８、議案第76号の質疑を終わります。

◎議案第77号の説明、質疑

○委員長（藤本英樹）　次に、日程第９、議案第77号、令和６年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

当局より説明を求めます。下岡上下水道課長。

○上下水道課長（下岡浩喜）　議案第77号、令和６年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第１号）については、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費などを補正するものです。

議案書の１ページのほうをご覧ください。

まず、収益的収入及び支出について、下水道事業収益と営業外収益で615万3,000円を減額し、補正後の予算総額を４億4,476万7,000円とし、下水道事業費用の営業費用で615万3,000円を減額し、補正後の予算総額を４億3,487万8,000円とするものです。

次に、資本的収入及び支出について、資本的支出の建設改良費で29万7,000円を減額し、補正後の予算総額を４億1,126万4,000円とするものです。

議案書第77号の資料、Ａ４横１枚をご覧ください。

収益的収入の目、他会計補助金で615万3,000円を減額、これは給与改定等に伴う一般会計補助金の補正となります。

収益的支出の目、総係費で615万3,000円を減額、資本的支出の目、事務費で29万7,000円を減額、これらは給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正となっております。

以上、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（藤本英樹）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹）　ないようでございますので、日程第９、議案第77号の質疑を終わります。

◎議案第73号の討論、採決

○委員長（藤本英樹）　以上で審査が全て終わりましたので、直ちに討論、採決に入ります。

す。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

まず、議案第73号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

これより議案第73号、令和6年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって、議案第73号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第74号の討論、採決

○委員長（藤本英樹） 次に、議案第74号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

これより議案第74号、令和6年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって、議案第74号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第75号の討論、採決

○委員長（藤本英樹） 次に、議案第75号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

これより議案第75号、令和6年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第3号）の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって、議案第75号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第76号の討論、採決

○委員長（藤本英樹） 次に、議案第76号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

これより議案第76号、令和6年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって、議案第76号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第77号の討論、採決

○委員長（藤本英樹） 次に、議案第77号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

これより議案第77号、令和6年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって、議案第77号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第78号の討論、採決

○委員長（藤本英樹） 次に、議案第78号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

これより議案第78号、宇治田原町職員の給与に関する条例及び宇治田原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって、議案第78号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第79号の討論、採決

○委員長（藤本英樹） 次に、議案第79号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

これより議案第79号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手多数。よって、議案第79号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第80号の討論、採決

○委員長（藤本英樹） 次に、議案第80号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

これより議案第80号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手多数。よって、議案第80号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第81号の討論、採決

○委員長（藤本英樹） 次に、議案第81号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

これより議案第81号、宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって、議案第81号は原案どおり可決すべきものと決

しました。

以上で、今回、予算特別委員会に付託されました議案の審査を終了いたしました。この審査の結果につきましては、予算特別委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、この後の本会議において討論される方はございませんか。

山本委員と今西委員。議案第何号ですか。

○委員（山本 精） 79号。

○委員（今西利行） 80号。

○委員長（藤本英樹） それでは、委員各位の慎重な審査を賜り、ご協力いただきましてありがとうございました。

以上で予算特別委員会を閉会することとなります。

ご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時21分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 藤 本 英 樹